

高齢者虐待防止に関する指針

虐待の防止に関する基本的考え方

介護老人保健施設月形緑苑は、高齢者虐待防止法の理念に基づき高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。また、虐待に発展する恐れのある不適切ケアの防止について積極的に取り組みます。

内容	具体的な行為	
身体的虐待	暴力的行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為	<ul style="list-style-type: none">平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れようとする、やけど・打撲させるベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰服用させたりして、身体拘束、抑制をする等
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与える事	<ul style="list-style-type: none">排泄の失敗を嘲笑する、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる怒鳴る、ののしる、悪口を言う侮辱を込めて、子供のように扱う高齢者が話しかけているのを意図的に無視する等
性的虐待	本人との間で合意形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要	<ul style="list-style-type: none">排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置するキス、性器への接触、セックスを強要する等
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する事	<ul style="list-style-type: none">日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない本人の自宅等を本人に無断で売却する年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する等

ネグレクト (介護や世話の放棄・放任)	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させている事	・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題、皮膚が汚れている ・水分や食事を十分に与えられていない事で空腹状態が長時間にわたって続く、脱水症状や栄養失調の状態にある ・室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを相応の理由なく制限するなどして使わせない等
セルフネグレクト(自己放任)	高齢者が自らの意思で、または認知症やうつ状態などの為、判断能力や生活意欲が低下し、自らの意思で他者に対して援助を求めず放置しているなど、客観的にみて本人の人权が侵害されている状態	・ものごとや自分の周囲に関して極度に無関心になる ・何を聞いても「いいよいよ」と言って遠慮をするなど、あきらめの態度がみられる ・室内や住居の外にゴミがあふれている、異臭がする、虫が湧いている状態 ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題、皮膚が汚れている等
DV(ドメスティックバイオレンス)	配偶者やパートナーなど親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力	・身体的暴力 ・精神的暴力 ・経済的暴力 ・性的暴力 ・社会的暴力

1 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項について

虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を組成する。

本委員会の運営責任者は施設管理者とし、生活支援部部長を虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者とする。

当施設で開催する事業推進会議での身体拘束廃止委員会と一体的に行う。各部署の主任以上の役職者が参加し、担当者は管理者会議で報告し情報共有を行う。

虐待防止検討委員会は、毎月1回開催する。

虐待防止検討委員会の議題は、虐待や不適切事案の発生事案の他、事前に会議出席者で提案事項を集約し当月司会進行担当者が決定し検討する。

具体的に次のような内容について協議するものとする。

- ① 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関するこ
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関するこ
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関するこ
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法

に関すること

- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等分析から得られる再発の確実な防止策
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- ⑧ 不適切ケアと思われる事案の検証と再発防止に関すること
- ⑨ サービス向上委員会との連携に関すること

2 虐待の防止のための職員研修について

職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、不適切ケア、虐待の防止を徹底する。

実施は、年2回以上行う。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。施設内研修のほか、外部オンデマンド研修なども利用する。

3 虐待又はその疑い<以下「虐待等」という。>が発生した場合の対応と方法について
虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

4 虐待等が発生した場合の相談・報告体制について

職員が利用者への虐待を発見した場合、所属する上席に報告する。報告を受けた上席者は担当者に速やかに報告する。虐待者が上席者本人、担当者であった場合は事務部長に相談する担当者は、相談窓口を通じて面談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、事務部長が担当者を代行する。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これら確認の経緯は時系列で概要を整理し速やかに市に通報しなければならない。事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。

事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。

5 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、支援相談員は利用可能な成年後見制度について説明し、適切な窓口を案内するなど支援を行う。

6 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等の苦情相談については、苦情相談担当者は寄せられた内容について担当者に報告する当該担当者が虐待等を行った者である場合には、事務部長に相談する。

相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生

じないよう、細心の注意を払う。

対応の流れは、上述の「虐待等が発生した場合の相談・報告体制について」に準じて対応する。相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

7 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

入所者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。また、施設ホームページにおいていつでも閲覧が可能な状態とする。

8 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

施設内で提供されるサービスの質の向上を目指しサービス向上委員会を設置し月1回の委員会を開催する。

サービス向上委員会では定期的に利用者への生活やケア全般でのアンケート調査を実施し日頃のケアの質向上に役立てる。また、職員に年2回の『虐待の芽を摘むセルフチェックシート』を実施し不適切ケアに関しての啓蒙活動を行う。

附則

この指針は、2023年4月1日より施行する。

2023年7月12日一部改正